

鳥取県立人権ひろば 21 の設置及び管理に関する条例

平成 13 年 9 月 28 日

鳥取県条例第 47 号

鳥取県立人権ひろば 21 の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立人権ひろば 21 の設置及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば 21 の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するため、鳥取県立人権ひろば 21（以下「人権ひろば 21」という。）を鳥取市に設置する。

(指定管理者による管理)

第 3 条 知事は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、人権ひろば 21 に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 人権ひろば 21 の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、人権ひろば 21 の管理に関する業務のうち、知事のみ  
の権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第 4 条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 67 号）第 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定により、同条例第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定によらず、人権ひろば 21 の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第 5 条 指定管理者が第 3 条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日）から 5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第 6 条 人権ひろば 21 の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 人権ひろば 21 の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限等)

第 7 条 人権ひろば 21 においては、次の行為をしてはならない。

(1) 人権ひろば 21 の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、人権ひろ

ば 21 の利用を拒み、又は人権ひろば 21 からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第 8 条 指定管理者は、人権ひろば 21 の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、人権ひろば 21 を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(規則への委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、人権ひろば 21 の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 14 年鳥取県規則第 10 号で平成 14 年 4 月 1 日から施行)

附 則 (平成 17 年鳥取県条例第 50 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立人権ひろば 21 の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定による指定及び新条例第 4 条の規定による選定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立人権ひろば 21 の設置及び管理に関する条例の規定によりされた行為の制限、措置命令等は、新条例の相当する規定によりされた行為の制限、措置命令等とみなす。

附 則 (平成 18 年鳥取県条例第 53 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。